

# **学校いじめ防止基本方針**

**山鹿市立鶴城中学校**

# 第1部 いじめの捉え方

山鹿市立鶴城中学校生徒指導部

## いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に向けた未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

## 1 いじめとは（いじめの定義を理解する）

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

《参考》

【「生徒指導提要」平成22年3月文部科学省より】

文部科学省では、(従来いじめとは)「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年度に(上記のように)見直しました。これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として、いじめを認知しやすいようにしています。しかし、従来調査基準にみられるいじめは、力の優位・劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。

## 2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員が持つべきいじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 第2部 いじめの未然防止・早期発見の取組

### 年間の取組

#### ①愛の0・1・2・3運動（欠席に対して敏感に、そしてあたたかく対応）

愛の0・1・2・3運動	
欠席0日	<b>日常</b> 日常的な生徒との語らい、触れ合いを大切にする。その際、 <b>生徒の表情、言葉、行動等を注意深く観察</b> する。（0は、いじめ不登校等の0であり、「愛の1・2・3運動」の一步手前の0、つまりいじめ不登校等を未然に防ぐ取組でもある。）
欠席1日	<b>電話連絡</b> 生徒は、 <b>1日休んでも、再登校には不安</b> があります。安心して休み、また登校できるよう、教師（担任）が電話等で声をかける。
欠席2日	<b>家庭訪問</b> 家庭訪問を行い、「あなたのことを心配しているよ。」「待っているよ。」等の気持ちを伝え、安心して登校できるように <b>支援</b> する。もし <b>悩みがあればきちんと聞き、</b> 対応する。
欠席3日以上	<b>チームで対応</b> 何か悩みを抱えているはず。複数の職員が <b>チーム</b> となり、誰が家庭訪問した方が効果的か、どんな声かけをした方がよいか等を相談し、チームとしての取り組みをする。
断続的な欠席	連続した欠席ばかりではなく、月の欠席が多いときや <b>遅刻、早退、保健室で休むことが増えてきたとき等にも敏感</b> になり、対応する。まずは学年で相談しながら対応する。生徒理解研や生徒支援委員会でも報告する。

#### ②教育相談（教師側からの指導ではなく、生徒の悩みの聞き役に）

各学期の教育相談	
1学期 （6月の期末テスト前）	生徒の悩みに対して親身になって対応することで、生徒との信頼関係を築くと共に、相談することへの安心感を持たせる。
2学期 （11月の期末テスト前）	1学期の悩みがそのまま2学期も続いているか、新たに出てきた悩みはないかなど生徒の悩みの変容に敏感になる。
3学期 （2月の学年末テスト前）	これまでにすべての悩みが解消されているのが理想であるが、3学期も悩みを抱えているようであれば、必ず今学期中に解決する。

#### ③アンケートの実施（悩みを書きやすい雰囲気と場の設定）

各学期アンケート （教育相談事前アンケート）	教育相談の前に「いじめに関すること」「友達に関すること」の項目でアンケートをとり、教育相談にのぞむ。
いじめアンケート （県からのアンケート）	アンケートの結果を集計し、市や県に報告するとともに、校内でも対応・対策を図る。

#### ④保護者への啓発（生徒指導だよりを通して「いじめ」について考えてもらう）

「いじめ」に関する記事を載せて、情報発信と意識啓発を図る。また、「家庭用チェックリスト」で我が子に気になるところがないかを点検していただく。

#### ⑤人権学習と人権集会（授業や集会で「いじめ」について考える）

1年生の1学期に「僕は死にたくない」という「いじめ」に関するビデオ教材を通して、いじめについて考え、絶対に許さないという態度を養い、心からつながり合える集団づくりを目指す。また、年に数回人権集会を実施し、いじめ問題をはじめ、あらゆる差別問題を考える場の設定をする。学校全体でいじめやあらゆる差別を許さない雰囲気をつくる。さらに、6月は「心のきずなを深める月間」とし、いじめについて深く考える強化月間とする。（心のきずなを深める標語づくりなども行う。）

## 日常の取組

### ①授業づくり・仲間づくり（授業や行事を通してよりよい集団をつくる）

やはり教師にとって授業は命です。授業の中で気になる発言や行動がないか注意して観察していくことが大切である。もし、差別的な言動があればすぐに指導する必要がある。また、授業では、お互いの考えを認め合ったり、助け合ったり、教え合ったりする活動等も取り入れながら、みんなで授業をつくる雰囲気や一人一人を大切に作る雰囲気をつくっていくことも大切である。

### ②生徒の日記の点検（日記に書かれたSOSを見逃さない）

担任の業務になるが、生徒が書いてきた日記（あしあと）に毎日目を通し、赤ペンを入れる。生徒の変容に敏感になるとともに生徒からの悩みには真剣に対応し、直接会話をしたほうがよいと思われるときには、個人面談を実施する。また、重大なことに関しては学年部の先生や生徒指導部、管理職等にも報告をする。

### ③昼休みの校内巡視（教師が見ていないときが危ない）

担任は、基本的には教室におり、生徒の様子を観察するとともに、生徒と積極的に会話を交わし、情報を収集するとともに信頼関係をつくる。生徒指導部としては、毎日校内を巡視し、変わったことがないか点検をする。気になることがあればその場で指導するとともに、当該学年部に報告する。

### ④保護者との信頼関係づくり（生徒も保護者も相談しやすい関係づくり）

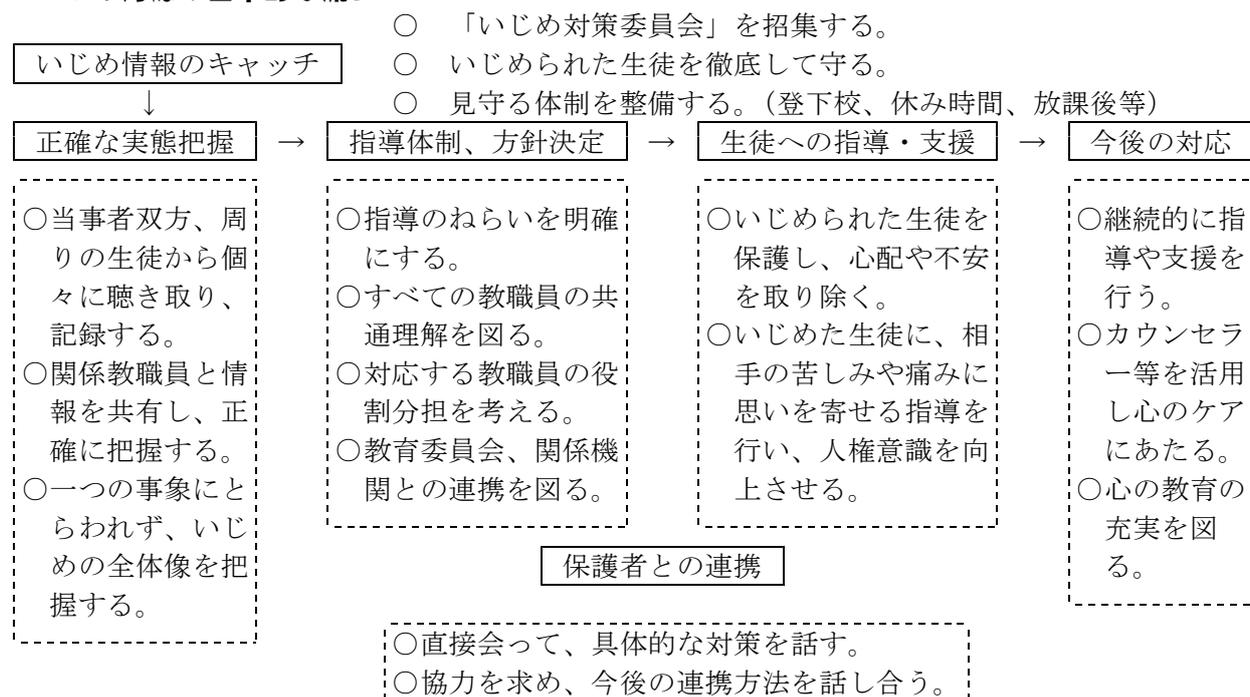
- ・機会あるごとに子どものよさや活躍の場面を家庭に伝える。（電話や学級通信や家庭訪問等）
- ・地域の行事やイベントに気軽に参加する。
- ・電話の対応、来校された保護者への言葉かけ、接し方などちょっとした「目配り・気配り・心配り」。

★日常より保護者との揺るぎない信頼関係を築いていくと次のような効果が期待できる。

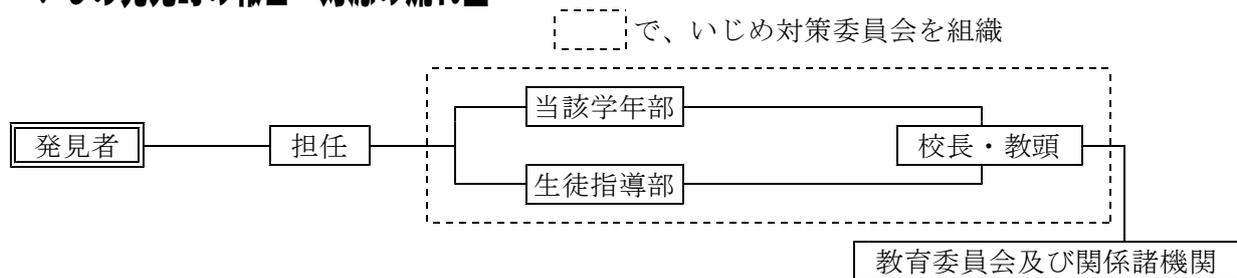
- 学校や担任の思いや指導を気持ちよく受け入れてくれる。（曲解されない）
- 学校や担任と保護者が同じ方向を向いて子どもの指導ができる。
- 子どもが安心して生活することができる学校→心の居場所となる学校・学級
- 保護者が安心して通わせることのできる学校→安心して相談できる学校

## 第3部 いじめ問題への早期対応

### 1 いじめ対応の基本的な流れ



## 2 いじめ発見時の報告・対応の流れ図



※報告・連絡・相談をしながら組織でその事案の早期解決にあたる。

※いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を必ず守り通す。

※事実の確認と情報の共有を図る。

《把握すべき情報例》

◇誰が誰をいじめているのか？・・・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】

◇いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・【時間と場所の確認】

◇どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？・・・・・・・・・・【内容】

◇いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・【背景と要因】

◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・・・・・・・・【期間】

要注意！  
生徒の個人情報  
は、その取り扱い  
に十分注意！

## 3 いじめが起きた場合の対応の注意点

### ① いじめられた生徒に対して

〈生徒に対して〉

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

〈保護者に対して〉

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談していただくよう伝える。

いじめを訴えた保護者から不信感を持たれた教職員の言葉

- ・「お子さんにも悪いところがあるようです。」
- ・「家庭での甘やかしなどが問題です。」
- ・「クラスにはいじめなどありません。」
- ・「どこかに相談に行かれてはどうですか。」

### ② いじめた生徒に対して

〈生徒に対して〉

- いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

〈保護者に対して〉

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒やその保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識していただき、家庭での指導も依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言や支援をする。

### ③ 周りの生徒たちに対して

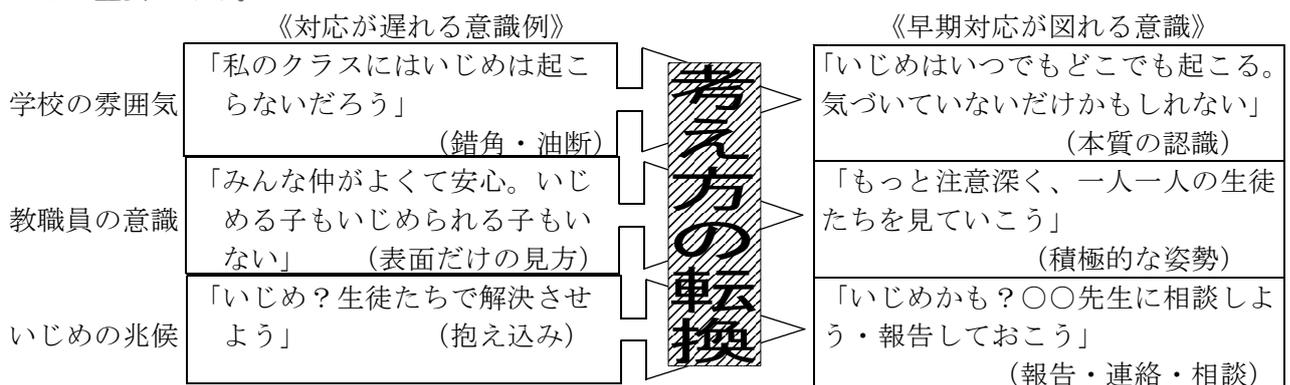
- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした教職員の姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為もいじめの肯定であることを理解させる。
- いじめを訴えたり、先生に報告したりすることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

### ④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行っていく。
- 教育相談、日記、会話などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒の良さを積極的に見つけ、褒めたり、認めたりして自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセリングの活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

## 4 迅速に対応するためには

※対応が遅れる場合の一例である。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れるようにしておくことが重要である。



## 5 ネット上のいじめへの対応

〈ネット上のいじめとは〉

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うこと。ネット上のいじめとして、①メールでのいじめ、②ブログでのいじめ、③チェーンメールでのいじめ、④学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ等が考えられる。

〈危険性〉

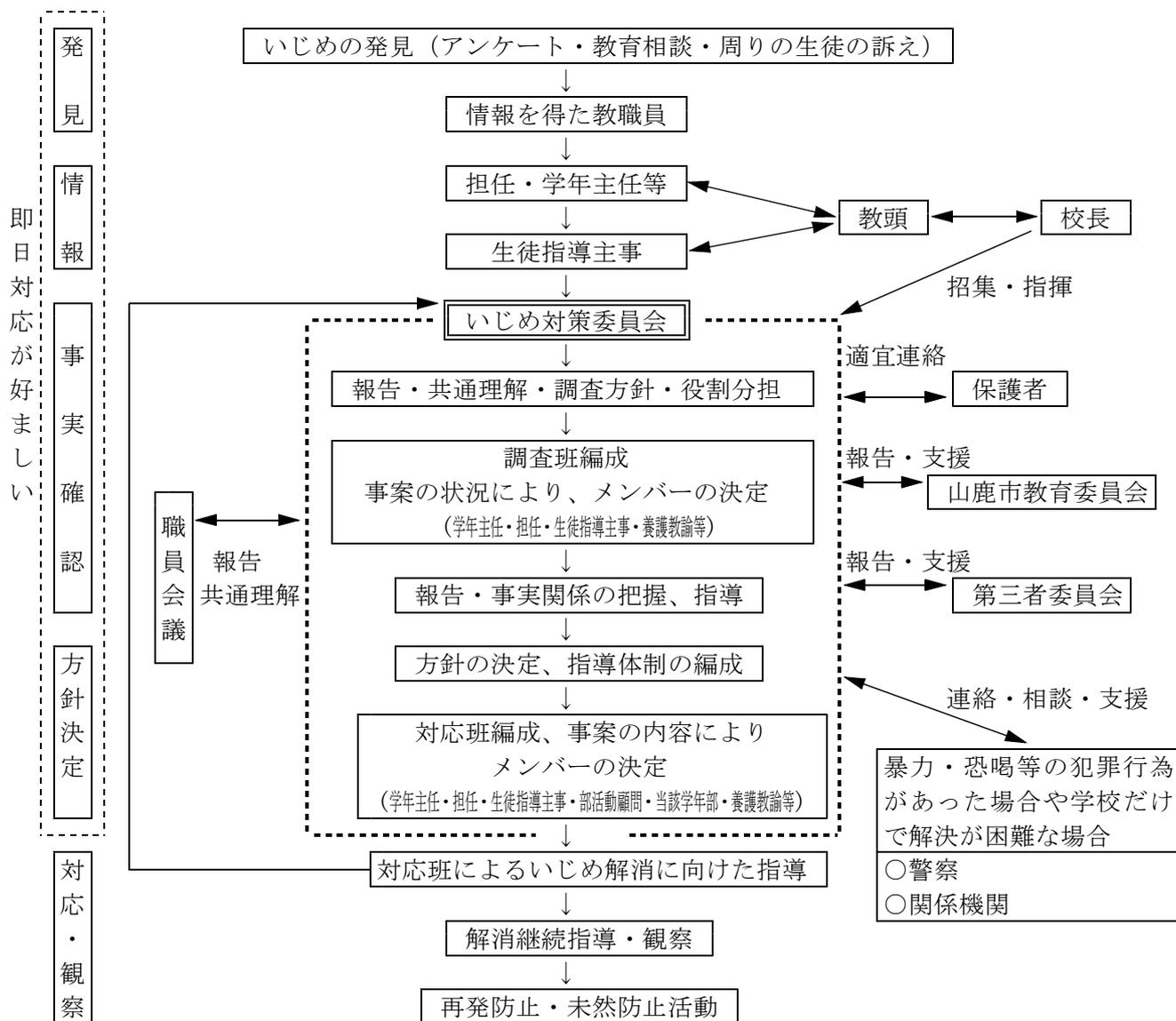
- 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと思っていること。
- 被害者からすると、一つの書き込みがあると、みんなが自分を誹謗中傷していると思ひこみ、心理的ダメージが大きいこと。
- 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、悪用されやすいこと。
- 一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性があること。

〈未然防止のために〉

- 保護者会等で「パソコンや携帯電話」に関することを話題にして、使わせ方で注意を促したり、生徒の実態を示したり、トラブル例を紹介したりと保護者に意識を高くしてもらうこと。
- 生徒には、情報モラルの観点から継続的な指導をしていくこと。

# 第4部 重大な事案が発生した場合

《校長のリーダーシップによる迅速な初期対応》



〈注意点や対応の仕方〉

- ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置
  - ※専門家等第三者の参加を図ることもある。当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
  - ※事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
  - ※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供。関係者の個人情報に十分配慮しながらも、いたづらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがないようにする。
- ④調査結果を学校の設置者に報告
  - ※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ⑤調査結果を踏まえた必要な措置

## いじめ早期発見のためのチェックリスト

### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている       教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりする       グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある       特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- クラスやグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げや手紙回しがある

### いじめられている生徒

- ★ 日常の行動・表情
  - わざとらしくはしゃいでいる       おどおど、にやにやしている
  - いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
  - 下を向いて視線を合わせようとしない       顔色が悪く、元気がない
  - 早退や一人で下校することが増える       遅刻・欠席が多くなる
  - 腹痛や頭痛など体調不良を訴えて保健室に行きたがる       ときどき涙ぐんでいる
  - 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ★ 授業中・休み時間
  - 発言すると友だちから冷やかされる       一人でいることが多い
  - 班編成の時に孤立しがちである       教室へいつも遅れて入ってくる
  - 学習意欲が減退し、忘れ物が増える       教職員の近くにいたがる
  - 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- ★ 給食時・掃除時
  - 好きな物を他の生徒にあげる       他の生徒の机から机を少し離している
  - 給食を食べなかったり、残したりする       食べ物にいたずらされる
  - 給食当番の時に、その生徒が配膳したものを触ろうとしない
  - いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている       一人で離れて掃除をしている
- ★ その他
  - トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる       持ち物や机、黒板などに落書きをされる
  - 持ち物が壊されたり、隠されたりする       必要以上のお金を持ち、友だちにおごろうとする
  - 部活動を休むことが多くなり、辞めると言い出す       制服に靴の跡や汚れがついている
  - ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている       手や足にすり傷やアザがある
  - ケガの状況と本人が言う理由が一致しない       理由もなく成績が突然下がる

### いじめている生徒

- いつもイライラしている       家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる       特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える       教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す       他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉をつかう       言動に表裏がある

※上記のチェックリストは、あくまで参考例です。あてはまるから「いじめ」ということではなく、意識を高く持って生徒を観察したり、接していきたいということである。